

さいたま市告示第533号

さいたま市生活支援ショートステイ事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市生活支援ショートステイ事業実施要綱の一部を改正する告示

さいたま市生活支援ショートステイ事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（費用の負担）</p> <p>第7条 第3条第1号に掲げる施設を利用した者は、利用に要する費用として日額<u>410円</u>と利用中に要した食材料費を負担しなければならず、市は、利用者1人につき施設利用料として市長と当該施設を運営する者との間で締結した委託契約に基づく額を負担するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>様式第2号（第6条関係） 生活支援ショートステイ利用可否決定通知書 [略] さいたま市長 [略]</p> <p>様式第3号（第6条関係） 生活支援ショートステイ実施依頼書 [略] さいたま市長 [略]</p> <p>様式第4号（第6条関係） 生活支援ショートステイ利用変更通知書 [略] さいたま市長 [略]</p> <p>様式第5号（第6条関係） 生活支援ショートステイ実施変更依頼通知書 [略] さいたま市長</p>	<p>（費用の負担）</p> <p>第7条 第3条第1号に掲げる施設を利用した者は、利用に要する費用として日額<u>400円</u>と利用中に要した食材料費を負担しなければならず、市は、利用者1人につき施設利用料として市長と当該施設を運営する者との間で締結した委託契約に基づく額を負担するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>様式第2号（第6条関係） 生活支援ショートステイ利用可否決定通知書 [略] さいたま市長 <u>印</u> [略]</p> <p>様式第3号（第6条関係） 生活支援ショートステイ実施依頼書 [略] さいたま市長 <u>印</u> [略]</p> <p>様式第4号（第6条関係） 生活支援ショートステイ利用変更通知書 [略] さいたま市長 <u>印</u> [略]</p> <p>様式第5号（第6条関係） 生活支援ショートステイ実施変更依頼通知書 [略] さいたま市長 <u>印</u></p>

<p>[略]</p> <p>様式第6号(第8条関係)</p> <p>生活支援ショートステイ利用廃止(取消)通知書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市長</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>様式第6号(第8条関係)</p> <p>生活支援ショートステイ利用廃止(取消)通知書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市長 <u>印</u></p> <p>[略]</p>
<p>様式第7号(第8条関係)</p> <p>生活支援ショートステイ利用廃止(取消)依頼書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市長</p> <p>[略]</p>	<p>様式第7号(第8条関係)</p> <p>生活支援ショートステイ利用廃止(取消)依頼書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市長 <u>印</u></p> <p>[略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の利用に係る費用について適用し、同日前の利用に係る費用については、なお従前の例による。